

「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定について

1 概要

地球温暖化に対し、市域の温室効果ガス削減に向けた市民及び事業者の取組を推進する目的として平成 23 年 3 月に策定した「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定を行う。

2 改定背景

平成 27 年に採択された地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の合意を受け、国は平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定した。2030 年度（平成 42 年度）に、2013 年度（平成 25 年度）比で 26.0%削減の目標水準を設定し、各主体が更なる地球温暖化対策に向けた取組を推進することを規定した。

国では計画策定のマニュアルを示し、兵庫県では平成 29 年 3 月に新たに「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定する等、地球温暖化対策に係る状況の変化を受け、計画の改定を行う。

3 現行計画（「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」）

(1)計画期間

2011 年度（平成 23 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）まで

(2)目標値（中期）

2020 年度（平成 32 年度）に、2007 年度（平成 19 年度）比で 20%削減

(3)主な施策

ア 再生可能エネルギーの利用促進

- ・太陽光発電や太陽熱利用の普及促進
- ・ごみ焼却施設で発生する余熱の有効利用の推進
- ・河川や水路を利用した小水力発電、風力やバイオマス等の活用検討 等

イ 市民・事業者による主体的な活動の促進

- ・温室効果ガスの【見える化】を推進
- ・施設や機器等の高効率化
- ・大量消費の抑制やライフスタイルの見直し
- ・環境学習の機会の提供 等

ウ 低炭素型の住みよい都市づくりに向けた地球環境の整備・改善

- ・歩行者・自転車空間の整備や自動車交通、公共交通機関等の総合的な交通網の構築
- ・森林、河川や市街地に点在する丘陵部等の自然資源の活用、緑地や農地の保全 等

エ 持続可能な循環型社会の形成

- ・ごみの分別排出徹底や集団回収の促進
- ・マイバッグ利用によるごみの減量化
- ・ごみの再資源化を促進 等

4 改定計画の構成（案）

(1)計画期間（予定）

2018 年度（平成 30 年度）から 2030 年度（平成 42 年度）まで【策定後 5 年を目処に中間見直し】

(2)目標値

2030 年度（平成 42 年度）の目標値を設定 【2013 年度（平成 25 年度）比】

(3)主な施策

現行計画に記載されている施策に加え、新たな施策を規定する予定。

5 策定の体制

・環境審議会

市長の附属機関として、環境の保全に関する基本的事項の調査及び審議を行うために設置し、学識経験者及び事業者の代表者等で構成される。本計画の策定に対して市長の諮問を受け、計画（案）の答申を行う。

・地球温暖化対策実行計画推進協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条の 4 の規定に基づき、地球温暖化対策実行計画の推進にあたり専門的知識を有する者の意見を聞く会議として設置している。